

四国矯正管区 更生支援企画課の役割

更生支援企画課の担当業務

➡被収容者の更生支援に関する企画・調整に関すること
四国4県の矯正施設⇔関係機関・地方公共団体の間の総合調整窓口

なかでも

- 1 地方公共団体をはじめとする地域との連携強化に係ること
- 2 関係省庁・民間団体(協力者)との連携
※特に受刑者等の社会復帰支援に係る社会資源の開拓

目指すは
再犯防止

ほかにも…社会復帰支援に係る関係団体との関係構築、
再犯防止に関わる広報などに取り組んでいます。

矯正施設とは（刑務所・少年院・少年鑑別所など）

矯正施設

刑事施設

- ・ 刑務所
- ・ 少年刑務所
- ・ 医療刑務所
- ・ 拘置所

少年施設

- ・ 少年院
- ・ 少年鑑別所

四国矯正管区と四国4県の矯正施設(刑務所・少年院・少年鑑別所など)



丸亀少女の家



四国少年院



四国矯正管区

四国矯正管内施設配置図

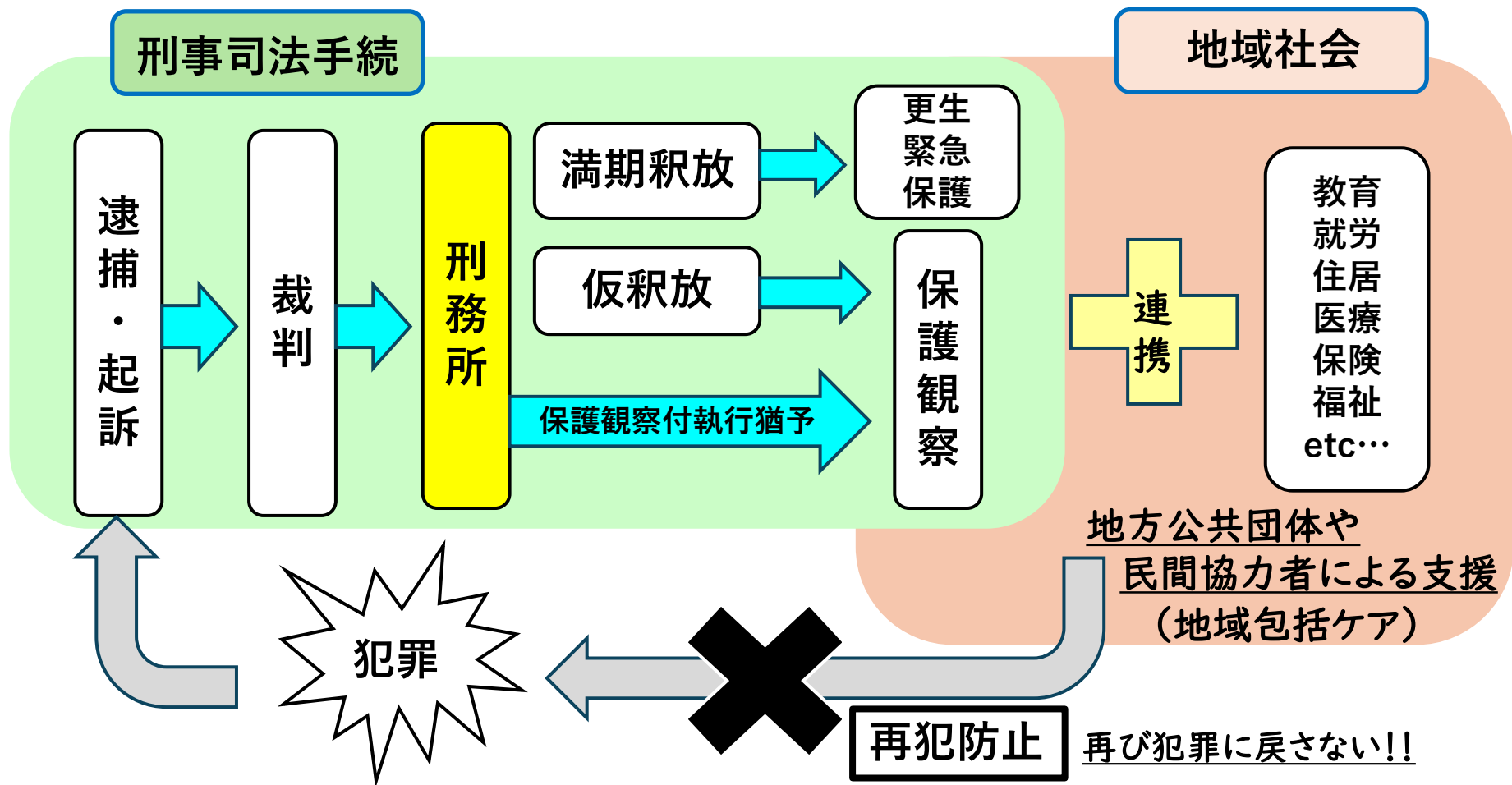


四国矯正管区は、刑務所や少年院などの適切な運営管理を図るために、全国8か所に設置された法務省の機関のひとつです。

四国4県には、刑務所（本所）が4施設あるほか、刑務支所1施設、拘置支所5施設、泊り込み作業場（大井造船作業場）1施設があります。

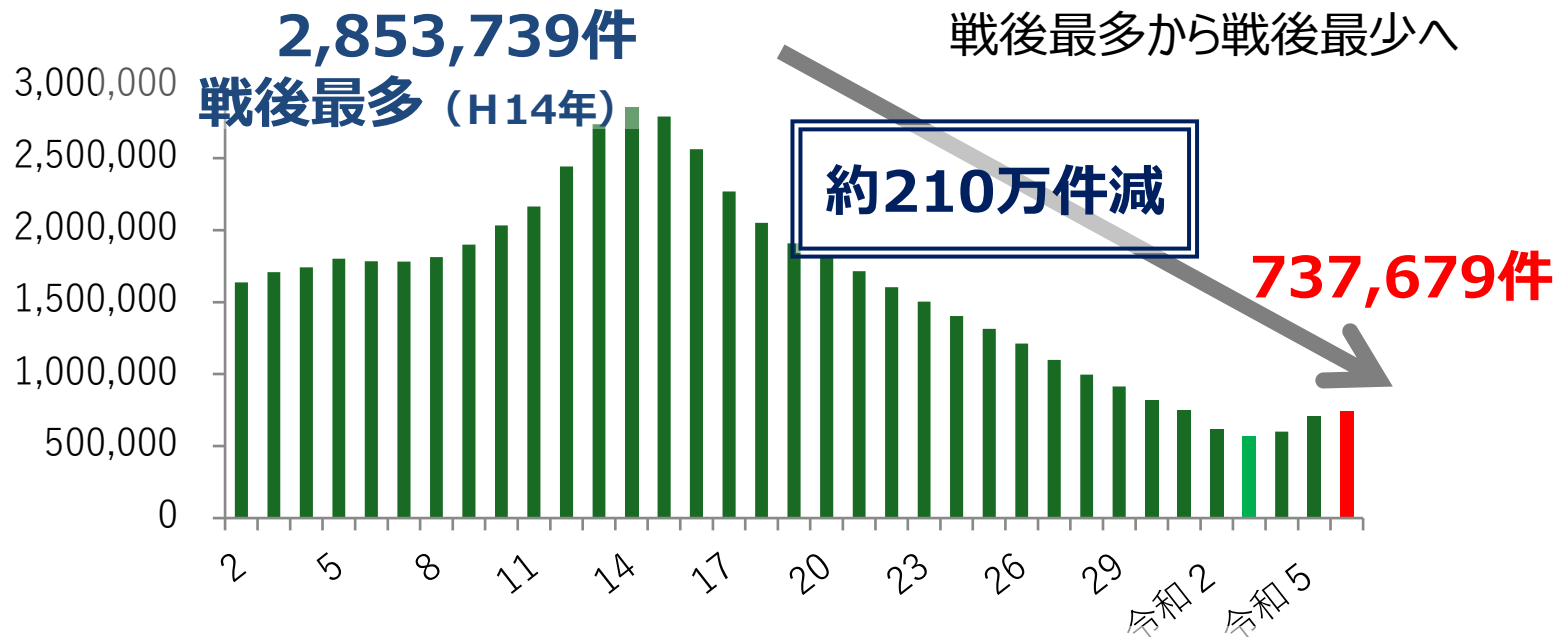
また、少年院2施設、少年鑑別所4施設があり、当管区は、これら合わせて管内合計17施設を管轄し、施設の運営全般にわたって指導監督することを主な業務としています。

刑事司法手続の流れ（成人の場合）



刑法犯認知件数

刑法犯の認知件数は、長期視点で見れば、減少傾向にある。



出典：刑法犯 認知件数（令和7年版犯罪白書）

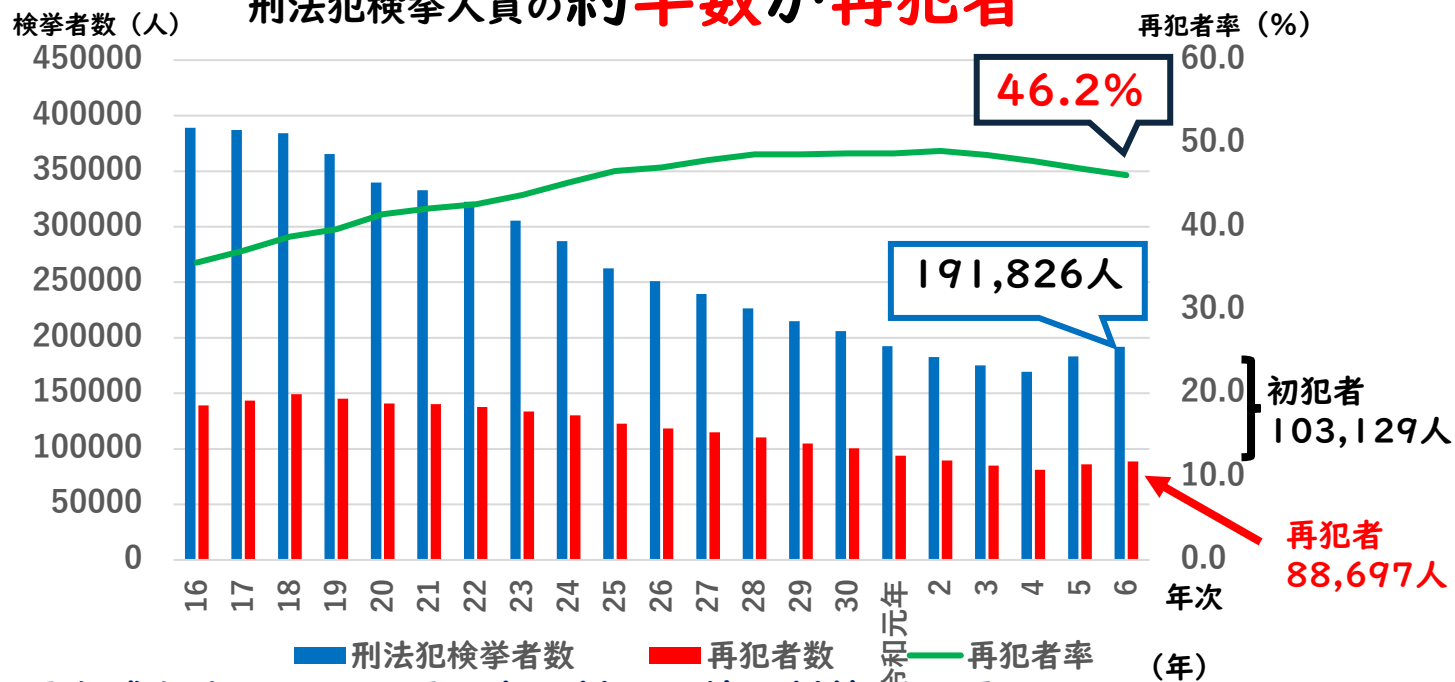
「犯罪（再犯）」の状況

（令和7年版犯罪白書）

★再犯の現状

刑法犯検挙人員に占める再犯者率

刑法犯検挙人員の約半数が再犯者



▶ 犯罪を減らすためには再犯者に対して特に対策が必要

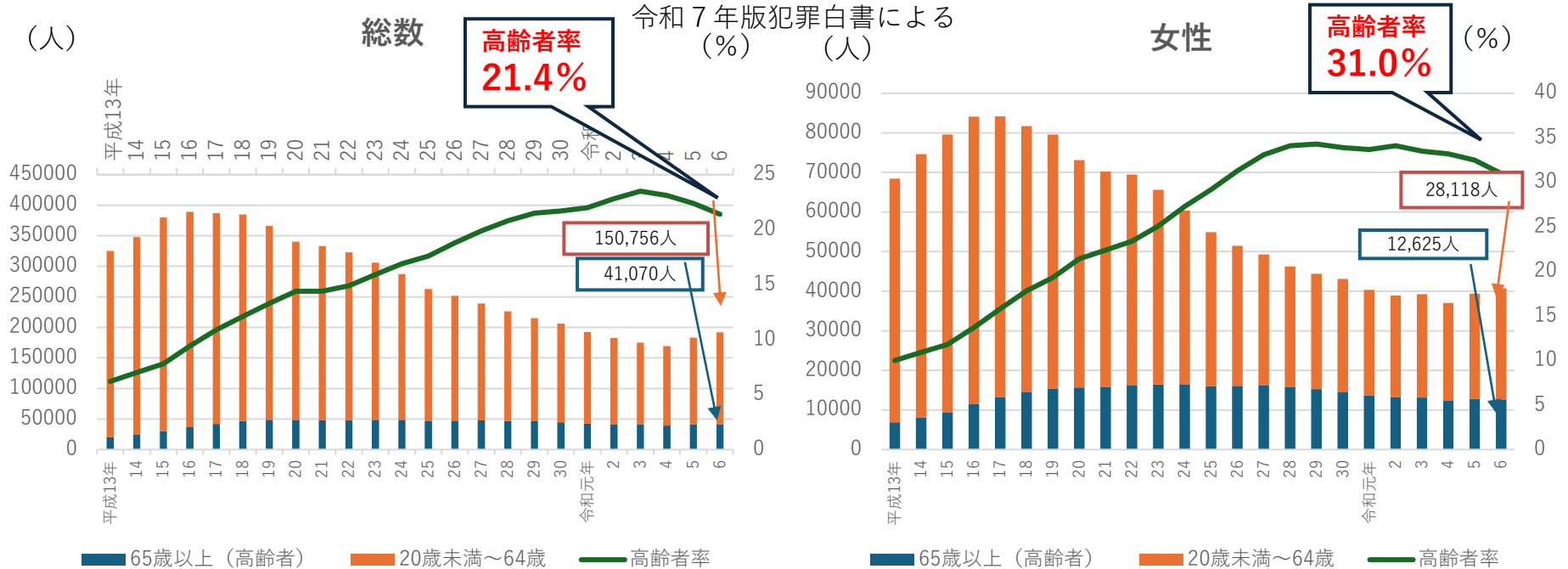
➡ 国・地方公共団体・民間団体等が連携して取り組む体制の整備

なぜ「再犯防止」に取り組むのか？

犯罪により刑事施設（刑務所・少年刑務所・拘置所）に収容された人や非行により少年院に入院した少年は、やがて社会に戻ってきます。多くの人は、事件への反省を踏まえて生活を立て直し、社会の健全な一員として暮らしていくこととなります。しかしながら、刑務所や少年院を出所した後、再び犯罪や非行をする人も少なくありません。

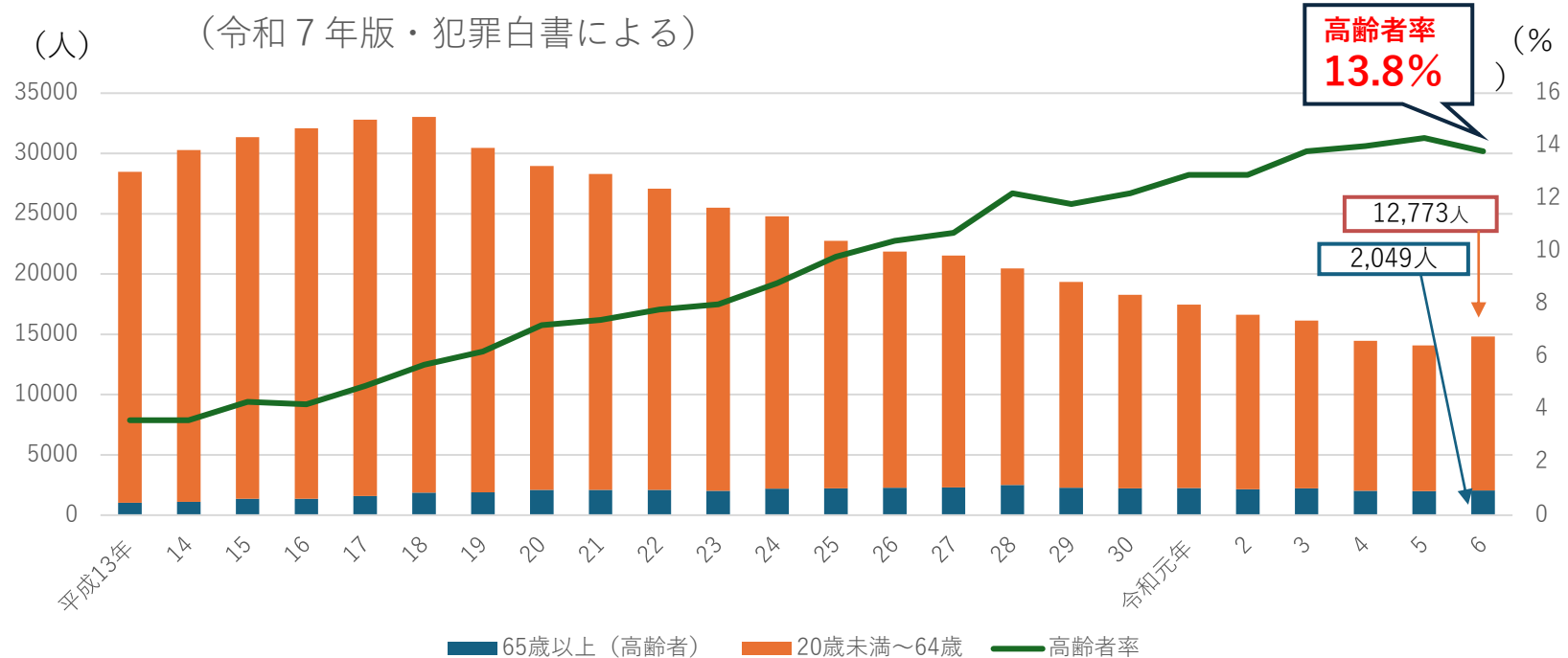
近年、刑法犯により検挙された約半数が再犯者であるという状況が続いています。そのため、新たな被害者を生まない安全・安心な社会を実現するためには、再犯や再非行を防止することが重要です。

刑法犯の検挙人員（高齢者と高齢者以外）



- ▶ 検挙人員は減少傾向にあるが、高齢者（65歳以上）の検挙人員は高止まり
 - ➡ これにより、検挙人員に占める高齢者の割合（高齢者率）は上昇傾向
 - ➡ 高齢者率（総数）：平成13年（6.2%） ➡ 令和6年（21.4%） **15.2pt上昇**
 - ➡ 高齢者率（女性）：平成13年（10.0%） ➡ 令和6年（31.0%） **21.0pt上昇**

入所受刑者の人員（高齢者と高齢者以外）



▶ 高齢入所受刑者の人員は増加傾向

平成13年(1,026人) ➡ 令和6年(2,049人) 約2倍

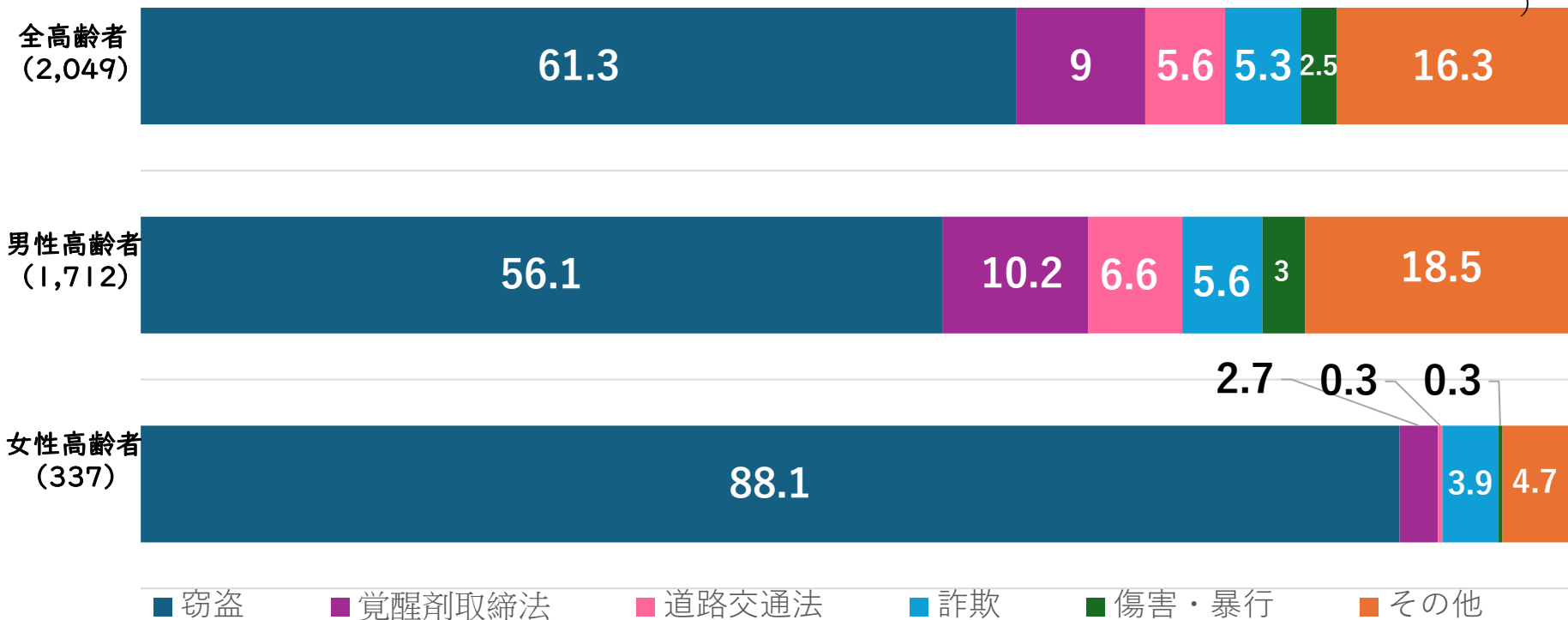
▶ 高齢者率は上昇傾向

平成13年(3.6%) ➡ 令和6年(13.8%) 10.2pt上昇

高齢入所受刑者の罪名別構成比（男女別）

（令和7年版・犯罪白書による）

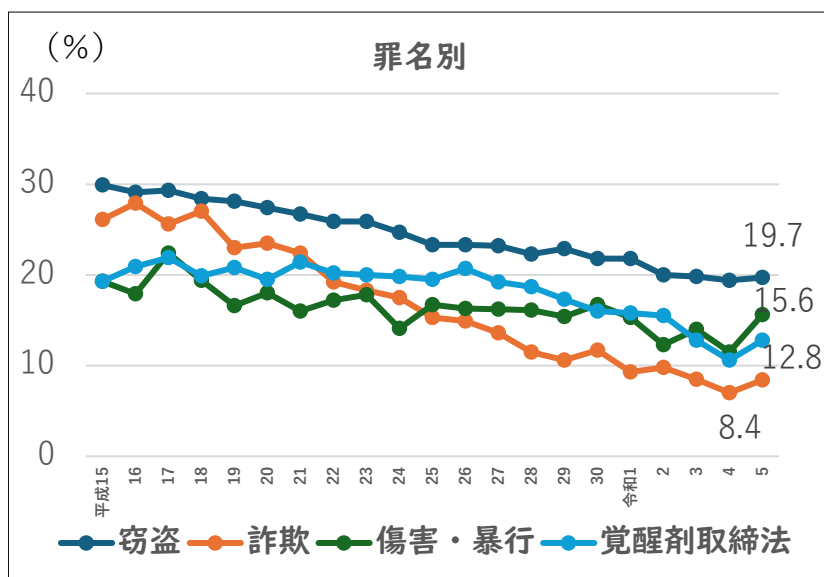
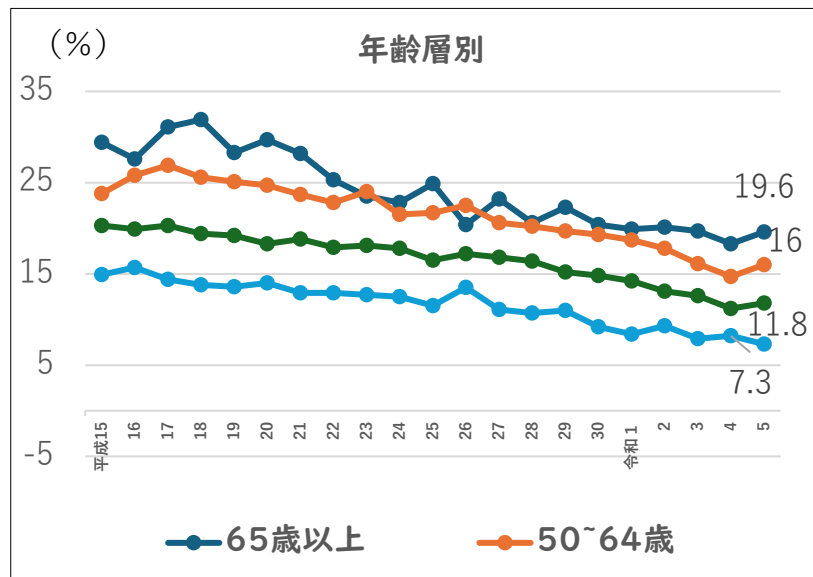
（%）



- ▶ 男女とも、高齢者は窃盗の割合が高い
 - ➡ 特に、女性高齢者は約9割が窃盗

【参考】出所受刑者の2年以内再入率の推移

(令和7年版犯罪白書)



▶ 過去20年間を見ると・・・

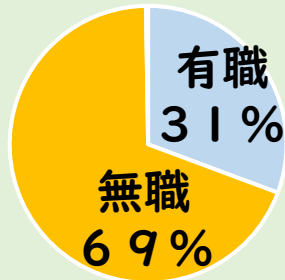
- ① 高齢者層の2年以内再入率がほぼ他の年齢層より高い
- ② 窃盗の2年以内再入が一貫して他の罪名より高い

高齢受刑者が出所後に安定した生活を送るためには、地域・関係機関の支援が必要です。

再犯防止の課題～「生きづらさ」という問題

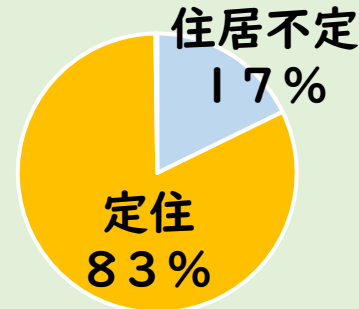
犯罪や非行をした人の中には、様々な「生きづらさ」を抱えている人がおり、地域社会に戻っても、必要な支援を受けられずに孤立し、再犯に至ってしまうことがあります。

仕事がない
約7割が犯罪時無職



入所受刑者の犯罪時就労状況

住居がない
約2割が犯罪時住居不定



入所受刑者の犯罪時居住状況

再犯防止に向けた国の取組

- ▶ 平成28年12月「再犯の防止等の推進に関する法律」施行
- ▶ 平成29年12月「第一次再犯防止推進計画」閣議決定（H30年度～R4年度）
- ◎ 令和5年3月「**第二次再犯防止推進計画**」閣議決定（H5年度～R9年度）

第二次再犯防止推進計画とは…

R5年度～R9年度の
5年間の計画を定めたもの。

7つの重点課題の下に
96の具体的な施策を定め、
その実施により
「世界一安全な日本」を目指す。

- ① **就労・住居**の確保等
- ② **保健医療・福祉**サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した**修学支援**の実施等
- ④ 犯罪をした者等の**特性に応じた**効果的な**指導**の実施等
- ⑤ **民間協力者**の活動の促進等
- ⑥ **地域**による**包摂**の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた**基盤**の整備

7つの
重点課題です

- ➡ 第一次推進計画の基本方針を踏襲し、第二次推進計画で発展・加速させる。
- ➡ 国・都道府県・市区町村の役割分担を明確化
- ➡ 市区町村：立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくり

再犯防止に向けた取組（一例）



農福連携（ノウフク）×再犯防止

農福連携は、障害や生きづらさを持つ人たちが働く場を農業分野で作ろうとする取組です。農林水産省、厚生労働省を中心に国として推進しています。

➡ さらに、高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者の就労・社会参画支援や、犯罪をした者等の立ち直り支援にも拡大



居住支援（新たな住宅セーフティネット制度など）×再犯防止

居住支援は、**住宅確保要配慮者**とされる方々の住居の確保のため、民営アパートや居住支援法人を活用し、対象者及び大家等に対する支援を行う取組です。

★**住宅確保要配慮者**の中には、**「矯正施設退所者」**も含まれています。

➡ **刑務所出所者等の居住先の確保に！**

国土交通省令の改正により含まれることに！

再犯防止に向けた取組の実践（関係機関の皆様との連携）



農福連携セミナー（中国四国農政局と共催）

- ➡ 本年12月中旬頃にオンライン開催
- ➡ 農福連携事業者・矯正職員等が取り組みなどを発表

刑務所出所者等の農福連携による支援について考えるセミナー
農業事業者を始め、関係機関・団体の方の理解を求める機会に！



居住支援の充実強化

- ➡ 引き続き、関係機関等との連携を深めて
 - ・ 矯正と居住支援法人等の関係構築を図る
 - ・ 矯正施設職員の居住支援についての理解促進

※居住支援協議会等との意見交換会

- ➡ 施設を会場に受刑者の実情を居住支援法人等の関係機関に知っていただく
- ➡ 居住支援について矯正施設職員も理解を深める